

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日に「改正労働者派遣法」の施工により派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項) このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣動労者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

派遣労働者の数	2名
派遣先の数	1社
マージン率	39.6%
教育訓練に関する事項	安全衛生、接遇、5S教育など
派遣料金の平均額	15,771円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	9,524円 (1日8時間換算)

- ・派遣労働者賃金(研修費・交通費・年次有給休暇含)
- ・福利厚生関係(労災・雇用・健康・厚生年金等の社会保険、及び健康診断料)
- ・会社運営費(募集媒体費・社員人件費・通信料・Wifi使用料・車両管理費等)